**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十一年八月八日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十一年十一月十三日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月八日

福岡県福岡市早良区飯倉五丁目一六番五二号

医療法人眞武皮ふ科医院

清算人　眞武　秀壽

**配当公告**

岐阜県養老郡養老町有尾六〇〇番地の一〇〇

破産者　名岐機器株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所大垣支部平成十九年（フ）第一四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三二一、四六八、六八七円

一、配当することのできる金額

金一二三、三九六、七〇六円

平成二十二年一月八日

岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

破産管財人　笹田　参三

**配当公告**

香川県高松市鶴市町二〇一九番地一一

破産者　香川空調株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十年（フ）第五九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇五、七三四、〇五八円

（内優先債権額　金一二、四八二、六三四円）

一、配当することのできる金額

金一四、五一五、七〇二円

平成二十二年一月八日

香川県高松市亀岡町三番一三号

破産管財人　楠瀬　正司

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍札幌市白石区中央一条五丁目六番、最後の住所札幌市北区北二四条西一六丁目二番二三―一〇一号　被相続人　亡　庄田　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階

相続財産管理人弁護士　磯田　丈弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道夕張郡栗山町字富士二二番地

北海道夕張郡栗山町字富士二二番地

被相続人　亡　佐々木雄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

北海道岩見沢市三条西二丁目一一番地一第三ポルタ八〇三号

相続財産管理人　松村　亮哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県むつ市川内町川内三八番地、最後の住所青森県弘前市大字館野一丁目二番地七

被相続人　亡　大野　平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市前九年一丁目六番、最後の住所岩手県盛岡市南青山町一三番三〇号

被相続人　亡　千葉美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

岩手県盛岡市中央通二丁目一番二七号工藤第六ビル五階

相続財産管理人　弁護士　細井　洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県上閉伊郡大槌町末広町一五番地四、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第一五地割四六番地八

被相続人　亡　三浦　和男

平成二十二年一月八日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階

相続財産管理人弁護士　磯田　丈弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道夕張郡栗山町字富士二二番地、最後の住所

北海道夕張郡栗山町字富士二二番地

被相続人　亡　佐々木雄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

北海道岩見沢市三条西二丁目一一番地一第三ポルタ八〇三号

相続財産管理人　松村　亮哉

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県むつ市川内町川内三八番地、最後の住所青森県弘前市大字館野一丁目二番地七

被相続人　亡　大野　平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

青森市長島二丁目一三番一六号かわさきビル二階いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市前九年一丁目六番、最後の住所岩手県盛岡市南青山町一三番三〇号

被相続人　亡　千葉美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

岩手県盛岡市中央通二丁目一番二七号工藤第六ビル五階

相続財産管理人　弁護士　細井　洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県上閉伊郡大槌町末広町一五番地四、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第一五地割四六番地八

被相続人　亡　三浦　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

岩手県盛岡市清水町五番二一号

相続財産管理人　姉帯　幸子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区永福三丁目三〇一番地、最後の住所埼玉県所沢市大字山口五〇四〇番地

三九―五―五〇三　被相続人　亡　大場　昌訓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越市宮下町一丁目六番地二二

相続財産管理人　弁護士　田中　重仁

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都港区南麻布三丁目一八一番地、最後の住所東京都目黒区上目黒四丁目一番二四―五〇三号ベルハイム中目黒

被相続人　亡　渡邉力之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

事務所東京都中央区銀座四丁目二番一号銀座教会堂ビル七階東京中央総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　勝久

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮崎県延岡市北浦町古江五四一番地ロ、最後の住所京都市山科区御陵鳥ノ向町七番地の八

被相続人　亡　工藤　栄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

京都市中京区堺町通御池下る　吉岡御池ビル八階　弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大槻　純生

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市清水町三丁目一四〇番地、最後の住所京都府舞鶴市字安岡一〇七六番地の一

被相続人　亡　中川　ハナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

京都府舞鶴市字引土三一六番地

相続財産管理人　司法書士　多賀　弘幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍高知県安芸市畑山乙三五七番地、最後の住所高知県安芸市川北乙一七三五番地つつじの丘

被相続人　亡　井上　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

事務所高知県安芸郡芸西村和食甲二四六番地四　相続財産管理人　吉永　文明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍高知県安芸市本町三丁目一九一九番地、最後の住所高知県安芸市本町三丁目八番九号

被相続人　亡　中村　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月八日

事務所高知県安芸郡芸西村和食甲二四六番地四　相続財産管理人　吉永　文明

**任意清算公告**

当社は、平成二十一年十二月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項により総社員の同意で定める方法により清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年一月八日

愛知県豊橋市柱七番町五四番地

合資会社タイセイ興業

代表社員　佐藤　實